

平成 2 9 年 6 月 2 8 日

第 6 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第6回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年6月28日(水)

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|---------------------------------------|
| 1 | | 会期について |
| 2 | 32 | 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について |
| 3 | 33 | あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について |
| 4 | 34 | 農地法第3条許可申請について |
| 5 | 35 | 農地法第5条許可申請について |
| 6 | 36 | 農用地利用集積計画の調整について |
| 7 | 37 | 枕崎市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について |
| 8 | 38 | 枕崎市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定について |
| 9 | 39 | 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |

3. 会議日程

| 月 日 | 時 間 | 内 容 |
|-------|---------|---------------------|
| 6月28日 | 午後3時00分 | 1. 開 会 |
| | | 2. 会議録署名委員の指名 |
| | | 3. 開 議 |
| | | 4. 会期について 日程第1号 |
| | | 5. 議案上程 日程第2号～日程第9号 |
| | | 6. 提案理由の説明、質疑 |
| | | 7. 討論、表決 |
| | | 8. 閉 会 |
| | | 9. 全員協議会 |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名 | 公選・選任別 |
|------|------|---------|--------|
| 会長 | 1番 | 天 達 勇 | 公選 |
| 委員 | 2番 | 中 村 責 郎 | 農協 |
| 委員 | 3番 | 駒 水 真 富 | 公選 |
| 委員 | 4番 | 板 敷 忠 志 | 公選 |
| 運営委員 | 5番 | 中 原 敬 彦 | 公選 |
| 運営委員 | 7番 | 沖 園 強 | 議会 |
| 委員 | 8番 | 城 森 史 明 | 共済 |
| 運営委員 | 9番 | 桑 原 和 英 | 公選 |
| 委員 | 10番 | 俵積田 広 昭 | 公選 |
| 委員 | 11番 | 俵積田 義 信 | 土改 |
| 運営委員 | 12番 | 瀬戸口 勇 市 | 公選 |
| 会長代理 | 13番 | 畑 野 真 人 | 公選 |

本日の書記は次のとおり

| | |
|-----------|---------|
| 局長兼農業振興係長 | 岩 廣 和 憲 |
| 主幹兼農地係長 | 永 江 靖 博 |
| 農地係参事補 | 前 原 光 博 |

議長 平成 29 年第 6 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

4 番板敷委員，3 番駒水委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2 号議案第 32 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。大字，字，地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 28 号，転用のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん。

利用権設定をした者〇〇〇〇さん。畑が 1 筆で 1,744 m²です。

この件は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 28 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 32 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 33 号あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は 2 ページになります。

名簿登録番号〇〇25 号，〇〇〇〇さんは甘しょ専門型の認定農家で経営面積

は 400a です。農業労働力は 2 名です。

名簿登録番号〇〇13 号，農事組合法人〇〇〇〇は甘しょ複合型の認定農家で経営面積は 1,800a です。農業労働力は 4 名です。

名簿登録番号〇〇50 号，〇〇〇〇さんは花き専門型の認定農家で経営面積は 280a です。農業労働力は 3 名です。

名簿登録番号〇〇4 号，〇〇〇〇さん，〇〇さんは茶専門型の認定農家で経営面積は 700a です。農業労働力は 3 名です。

名簿登録番号〇〇13 号，〇〇〇〇さんは甘しょ専門型の認定農家で経営面積は 450a です。農業労働力は 1 名です。

以上は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲り受け等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

13 番（畑野委員）2 番目の〇〇の農事組合法人ですが，今の説明では認定農家という説明でございましたけれども，これは認定農家でいいんですか。

かまいません。

議長 ほかにございませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号，あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 33 号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 4 号，農地法第 3 条許可申請についてを，議題といたします。

それでは，まず，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 最初に資料の訂正をお願いします。

3 ページになります。

整理番号 8 号です。

譲受人の氏名欄に職業を記載する欄がありますが，これは農家を訂正して農業で訂正方お願いします。

では説明に入ります。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 8 号についてご説明申し上げます。

整理番号 8 号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，1049 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、78歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、77歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

市外に居住する譲渡人の子が、本件土地の相続を希望しないため、譲受人に無償譲渡するものであります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については5・6ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館北東約400mに位置し、〇〇畑かん地区に隣接します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号9号

整理番号9号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、562㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71歳、〇〇県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄にあたります。

整理番号8号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇公民館から東側約70mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号8号を板敷委員お願いします。

4番（板敷委員）整理番号8号について報告します。

6月10日、譲受人〇〇〇〇さん立会で現地確認を行いました。

譲受人は甘しょとマメの栽培農家です。

譲受人と譲渡人は仲のいい同級生で、譲渡理由は贈与です。

申請地は〇〇公民館北東約400mに位置し、北は道、東側は甘しょ畑、南側は山林、西側は宅地です。

現在は譲渡人が耕作しており、畑の西半分は野菜類を植えてありますが、残りはロータリーで耕してありました。

譲受人は権利取得後はマメや甘しょ畑として利用したいとのことでした。

権利取得によって周辺農地の利用に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号9号を中原委員お願いします。

5 番（中原委員）整理番号 9 号について報告いたします。

6 月 14 日、譲受人の立会いのもと現地確認を行いました。

〇〇町〇〇番，畑，562 m²です。

譲受人は，〇〇〇〇さん，譲渡人は，〇〇〇〇さん，〇〇県〇〇市に住んでおられます。

譲渡理由は贈与で，譲渡人と譲受人は兄弟です。

申請地は，基盤整備のされていない農地で茶畑です。

申請地は〇〇集落内で，東側は市道，北側は住宅，西側と南側は茶畑です。

45 年前から茶畑として利用しております。

権利取得後も茶畑として利用する計画で，周辺農地への農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題の申請ではないかと思われま

す。

これで終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号，農地法第 3 条許可申請の，整理番号 8 号及び整理番号 9 号については，事務局の説明及び，地区担当委員の報告のとおり，許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 34 号については，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 5 号，農地法第 5 条許可申請についてを，議題といたします。

それでは，まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件で，所有権の移転に関する申請が 2 件，使用貸借権の設定に関する申請が 1 件です。

整理番号 14 号

整理番号 14 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，面積 1,161 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は共同住宅です。

計画内容は 8 世帯の 2 階建て共同住宅 2 棟の建築と 16 台分の駐車場整備です。

申請事由は，「賃貸用共同住宅 2 棟を建設することで安定した収益を得るため。」とのことです。

整理番号 14 号の申請地は，11 ページに掲載してあります。

〇〇町・県道〇〇線沿いパチンコ店〇〇〇〇敷地の南側，約 130mに位置しております。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の 55m 以内に既存住宅が 8 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，共同住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は 1161 m²で問題のないものと思われます。

申請地北側は本人所有の畑及び雑種地・宅地，東側は畑，南側は宅地，西側は道です。

共同住宅への転用にあたり，0.5m の盛土をしますが，周囲にはブロック積み及び擁壁を施し，土砂，雨水が流出しないよう措置します。

建物の高さは約 7.5m ですが，農地境界からは 7m 程度控えて建築し，周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

雨水については，雨水枡及び側溝を設置し，西側・水路へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

なお，北側農地の出入りには，階段を設け，通行は確保するとのことです。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして，整理番号 15 号

整理番号 15 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，79 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，飲食店経営の自営業者です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は倉庫です。

申請事由は，「現在，飲食店を自営するに当たり，資材を保管する倉庫と業務用備品の置場が必要なため。」とのことです。

整理番号 15 号の申請地は，13 ページに掲載してあります。

県道〇〇線沿い〇〇〇〇，北東，約 45m に位置しております。

申請人が経営する飲食店北側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は申請地南東側に茶園団地が形成されており，農地の集団性が 10ha 以上となるため第 1 種農地と判断されますが，店舗敷地の拡張であるため不許可例外の既存施設拡張に該当します。

なお，既存施設敷地面積が 770.86 m²で，拡張部分面積は 79 m²であり，拡張部分が 2 分の 1 である 385 m²以下となるため問題のないものと思われます。

転用目的は倉庫であり，代替地は存在しないため，致し方のない申請ではない

かと思われます。

計画内容は、倉庫 1 棟の設置及び業務用備品の置場として利用する計画です。計画面積は 76 m²で問題のないものと思われます。

西側は既存店舗敷地、北側及び東側は畑、南側は道です。

倉庫への転用にあたり、造成は、道路と同じ高さにします。

北側及び東側は茶畑がありますが、土留めを施し、境界には、ブロック塀を設置し周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置するとのことです。

建物は高さは 2.5m の平屋であります。周囲農地は 2m 程度、高くなっており、日照通風等支障を及ぼさないよう計画するとのことです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、問題のない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 16 号]

整理番号 16 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、616 m²です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲受人は〇〇〇〇さん、鯉節製造会社役員です。

転用目的は貸倉庫です。

申請事由は、「譲受人が代表取締役をしている鯉節製造業会社の所有している倉庫が規模拡大により手狭になったので申請地を取得し、倉庫を建築して、自分の会社に貸し与えたい。」とのことです。

申請地は 15 ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇町・〇〇〇〇から東側約 79m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は JR〇〇駅より 484m 西側に位置しており、500m 以内農地に該当するため第 2 種農地と判断します。

転用目的は貸倉庫で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 616 m²で問題ないものと思われます。

申請地の北側は原野、東側は転用許可済みの薪置場、南側は道、西側は原野です。

申請地は耕作されず、原野及び遊休地化した農地です。

貸倉庫転用にあたり、0.5m の盛土をおこないますが、北側及び西側が、3m 以上高くなっており、南側は土留用の石積みが設けてあり、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

建物は高さは 3.6m の平屋であり、境界より 3.0m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画するとのことです。

雨水については、自然流下及び南側にトラフを設置し、道路側溝へ放流により処理するとのことです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きます、現地調査の結果並びに補足説明について、調査員の説明をお願いいたします。

整理番号 14 号及び 15 号を板敷委員お願いします。

4 番（板敷委員）整理番号 14 号について報告いたします。

6 月 16 日、申請代理人〇〇氏立会いで、事務局の前原さん、中原委員と私で現地確認を行いました。

申請地はパチンコ店〇〇より 130m くらい南に位置し、転用目的は共同住宅と 16 台分の駐車場です。

申請地は西側市道から申請地に向かって右側は新築の共同住宅、左側は手前が資材置場、畑を挟んで奥が住宅で、境界は畑を除いて高いよう壁です。

南東側の境界は擁壁を施し、50cm くらいの盛土をして右隣と同じ高さとするそうです。

ただ、右隣の住宅は追加資料図のように境界より法面も含めて 130cm くらい控えてますが、そこも含めての盛土だそうです。

申請地に建てる共同住宅と右隣の共同住宅は同じ設計とのことでしたので、排水対策などについても問題ないのではないかと思います。

また、左隣の畑の〇〇番へは出入りができるよう階段をつけるそうです。

やむを得ない申請ではないかと思います。

次に整理番号 15 号について報告します。

6 月 16 日、申請人〇〇さん立会いで、同じく事務局の前原さん、中原委員と私で現地確認を行いました。

申請地、〇〇町〇〇番〇は、県道〇〇線の〇〇〇〇の東隣で、転用目的は倉庫です。

申請地は北側と東側は茶畑で、茶畑より 60cm くらい低くなっていました。

西側南側は申請人の宅地で、茶畑との境界にはブロック積みを施し、倉庫は南東側の角にブロック積みで立てる計画です。

雨水排水は倉庫分は近くに設置してある流し台へ、ほかの雨水については南側道路側溝へ流すとのことでした。

権利取得によって周辺農地への利用に支障は生じないものと考えられ、やむを得ない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 16 号を中原委員お願いします。

5 番（中原委員）整理番号 16 号について報告いたします。

〇〇町〇〇番、畑、616 m²です。

転用目的は貸し倉庫です。

譲受人は〇〇〇〇さん、鯉節製造会社役員です。

譲渡人は〇〇〇〇さんであります。

申請事由は譲受人が代表取締役をしている鯉節製造業の会社の所有している

倉庫が規模拡大により手狭になったので申請地を取得し倉庫を建築し、自分の会社に貸し与えたいとのこと。

場所ですが、国道〇〇号の北側に位置し、〇〇の東約 70m に位置します。

東側は譲受人の薪置場、南側は国道を挟んで住宅です。北側は約 5m くらい高い原野で、西側も 3m くらい高い原野であります。

周辺には農地は存在しません。

造成工事、排水等の被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 14 号から 16 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 6 号議案第 36 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は 16 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 53-1 号から 61 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外 8 名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 11 名で、設定面積は、畑が 14 筆の 7,998 m²、樹園地が 4 筆の 3,049 m²です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 53 号の 1 から 61 号までについては原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 36 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、7 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 7 号、枕崎市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 7 号議案第 37 号枕崎市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定について説明します

議案書は 17 ページからになります。

平成 28 年 4 月 1 日施行の農業委員会等に関する法律改正に伴い、農業委員会に農地利用最適化推進委員が新設されたため、所要の条文の整理をしようとするものです。

改正の内容は委員、推進委員又は職員が立入調査をする際に携帯する身分証明書の改正を行うものです。

19 ページに新たな身分証を、20 ページ・21 ページに規則の新旧対照表を記載してあります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 7 号、枕崎市農業委員会規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 8 号、枕崎市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 8 号議案第 38 号枕崎市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

議案書は 22 ページからになります。

平成 28 年 4 月 1 日施行の農業委員会等に関する法律改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から任命制度に変更されたため、所要の条文の整理をしようとするものです。

改正の内容につきましては、24 ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項の表農業振興係の項中第10号「委員の選挙人名簿登載申請書に関する事項」を削り、第11号以降を1号ずつ繰り上げるものです。

よろしくご審議ください。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第8号、枕崎市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第9号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第9号、議案第39号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書は25ページからになります。

調査は東鹿箆と桜山の一部、利用状況調査でB判定(赤)と判断されたものを対象として行いました。

調査の方法は、農業委員会職員で事前確認を行い、判断が困難なところを、平成29年6月19日に天達会長と事務局の岩廣・永江で現地調査を行いました。

その結果、非農地と判断しました土地について、25ページから50ページに記載してあります。

台帳番号はこれまで非農地判断をした際に作成した非農地通知一覧表(台帳)の通し番号を記載してあります。

地番・登記地目・面積・登記名義人・管理者・現況地目は記載のとおりです。

表中⑦欄の判断した理由欄には、土地の状況を4段階に区分してあります。

荒廃の著しいものから

- ・10年ぐらいの山林
- ・雑木が生い茂り、周囲と一体化して山林となっている。
- ・竹、雑草等が生い茂り周辺の山林と一体となっている。
- ・雑草・蔦が生い茂り、原野化しており、農地への再生利用が困難と見込まれる。

と表示してあります。

位置図については55ページに掲載してあります。青く表示されている所は農振農用地でおおよそ基盤整備地区となっています。赤く色付けされている所が今回非農地と判断した箇所です。

全体で 455 筆, 232, 387 m²が「非農地」と判断しても致し方ないと考えます。
以上です。

議長 ここで、台帳番号 1383 号及び台帳番号 1384 号について農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、瀬戸口委員の除斥をお願いいたします。

(瀬戸口委員除斥)

台帳番号 1383 号及び台帳番号 1384 号に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 9 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてのうち台帳番号 1383 号及び台帳番号 1384 号については、事務局の説明のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号のうち台帳番号 1383 号及び台帳番号 1384 号については、承認することに決定いたしました。

(瀬戸口委員着席)

つぎに議案第 39 号のうち台帳番号 1385 号から台帳番号 1837 号に対し、質疑・意見はありませんか。

13 番 (畑野委員) 調査地区が東鹿籠と桜山の一部ということになっていますが、中身を見ますと、35 ページあたりから美原町、枕崎番地、若葉町、日之出町、木原町、栄本町とかいろいろでてまいりますので、この調査地区はこの表現でいいんですかね。

事務局 わかりました。

東鹿籠・桜山地区を中心にやったものですから、ここにその他というのを加えたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

13 番 (畑野委員) はい、わかりました。

議長 他に意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 9 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてのうち台帳番号 1385 号から台帳番号 1837 号については、事務局の説明のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、すべて承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 3 時 40 分閉会